

議会基本条例（たたき台）の概要

1. 経 過

5月15日、議長の答申を受け上越市議会基本条例策定検討委員会（委員13人（現在12人））が設置された。検討委員会では委員を2班に分け、分科会方式で目指す主要事項や条文の検討を行い、条例（たたき台）を作成した。今後、市民説明会やパブリックコメントを行い、5月上旬に議長へ答申することとしている。

2. 検討委員会開催状況

検討委員会 17回、検討会（委員長、副委員長、各班の班長と書記で構成）12回

3. 条例の構成（別紙1）

章 名	条 項 名	規定する内容
前 文	—	条例制定に向けた決意。
総 則	目 的	条例を制定する目的。
議会・議員 の活動原則	議会の活動原則	議会活動における基本的な活動原則。
	議員の活動原則	議員としての基本的な活動原則。
	議長の役割と活動原則	議長の立場、責務。
	会 派	会派の定義、役割。
	議会改革の推進	議会改革に関する専門組織の設置。
市民と議会 の 関 係	情 報 公 開	積極的な情報公開の推進。
	市民参画、協働	市民との意見交換の場の確保及び協働の推進。
	議 会 報 告 会	議会報告会の開催。
	広 報 広 聴	広報広聴活動を行う専門組織の設置。
議会と行政 の 関 係	市長等との関係	緊張感の保持、反問権など。
	政策等の形成 過程の説明要求	議会審議における必要な情報の開示。
	議 決 事 項	総合計画の基本計画の策定及び変更を議決事項とすること。
	政策立案・政策提言	積極的に政策立案及び政策提言を行う。
議 会 運 営	議 会 運 営	公平、公正かつ効率的な議会運営。
	委 員 会	委員間の自由討議を保障した運営。委員会所見、意見を積極的に付す。
	政 策 等 の 形 成	議会として合意形成を図るため、政策形成・政策立案に向けた仕組み（政策調整会議、政策検討会議）の設置
政務調査費	政 務 調 査 費	政務調査費の執行及び証拠書類の公表。
議会の機能 強化	議会、議員の研修	議会が行う研修の充実強化。
	交流及び連携の推進	他の市議会との積極的な交流、連携。
	議会事務局の体制整備	議会事務局の体制整備。
	議 会 図 書 室	議会図書室の充実。
	予 算 の 確 保	市長に対し、議会関係の予算確保。
政 治 倫 理	政 治 倫 理	議員の政治倫理。
最高規範性	最 高 規 範 性	議会における最高規範。
補 則	見 直 し 等	条例の定期的な検証、見直し。

4. 重点項目（別紙2）

重点項目	ページ 条項名
① 自治基本条例に規定された「市議会及び議員の責務等」を尊重すること。	P1 前文
② 市民に開かれた議会を目指すこと。	P2 議会の活動原則 ((1)、(6))
③ 議決責任を深く認識し、市民への説明責任を果たすこと。	
④ 議員間の自由な討議を行うこと。	P2 議員の活動原則 ((1)、(3))
⑤ 政策立案及び政策提言を行うよう努めること。	
⑥ 議会改革に関し、専門組織を設けること。 (現段階では常設、非常設の両論併記)	P3 議会改革の推進
⑦ 市民参画の機会を保障し、協働を推進すること。	P4 市民参画、協働
⑧ 広報広聴活動を専門的に行う組織を設けること。	P4 広報広聴
⑨ 議会と市長等との基本的な関係において、反問権を設けること。	P5 市長等との関係 ((2))
⑩ 議決事項の拡大として、基本構想に基づく基本計画の策定と変更を設けること。	P6 議決事項
⑪ 市民等の意見及び政策提言について、議会の対応方針を協議する政策調整会議を設置すること。	P7 政策等の形成
⑫ 政策等の形成に向け、調査検討する政策検討会議を必要に応じて設置すること。	
⑬ 議員の政治倫理について規定すること。	P9 政治倫理

5. 今後の予定

項目	時期	内容
議員説明会	1/21 全体説明会	全議員へ条例の概要を説明。 意見聴取。 *2/9 5時までに各会派の意見提出
議員説明会	2/19 全体説明会	
市民周知		条例概要、説明会開催を広報等で周知。
市民説明会 パブリックコメント	3月下旬～4月上旬	市民説明会開催。 パブリックコメント実施。
議長答申	5月上旬	条例(案)を議長に答申。